

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
応援職員の派遣の在り方に関する研究会（第1回）

説明資料

平成29年3月29日
全国町村会

熊本地震における短期職員派遣等の対応状況について①（全国町村会）

- 4月14日 熊本地震（前震）発生
- 4月16日 熊本地震（本震）発生

- 4月16日 「平成28年熊本地震対策町村協力本部」を設置
↳事務総長を本部長とした全部局による事務局体制を構築。

- 4月17日 都道府県町村会専用ホームページによる情報提供を開始
↳被害状況、支援物資、義援金、職員派遣等の情報提供を実施。

- 4月20日 「『平成28年熊本地震』に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」が総務省から三団体事務総長宛に発出
↓
「平成28年熊本地震に係る被災市町村への人的支援について（事前準備依頼）」を各都道府県町村会に発出※東北被災県を除く
↳域内町村に対し、短期派遣が可能な職員の申出を依頼。
↳申出された職員の情報には「派遣可能職員」としてリスト化。
登録者数：577名（214町村）

- 4月21日 緊急要望の実施
↳藤原全国町村会長（長野県川上村長）及び荒木熊本県町村会長（嘉島町長）が高市総務大臣、河野防災担当大臣、石井国土交通大臣、谷垣自由民主党平成28年熊本地震対策本部長、土屋総務副大臣と面談し、全国町村会、熊本県町村会連名の緊急要望を実施。

熊本地震における短期職員派遣等の対応状況について②（全国町村会）

- 4月27日 短期職員派遣の要請を受け、調整を開始
⇒ 役員会において協力を要請
- 5月 1日～ 順次派遣を開始
- 5月 4日 全国町村会長による被災町村訪問
↳ 藤原全国町村会長が西原村、南阿蘇村、嘉島町、益城町を訪問するとともに、熊本県内12町村長等（上記4町村、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、甲佐町、山都町、氷川町）から被災状況の説明を受け、意見交換を実施。
- 7月26日 全国町村会正副会長による被災町村訪問
↳ 藤原全国町村会長、棚野副会長（北海道白糠町長）、古口副会長（栃木県茂木町長）、更谷副会長（奈良県十津川村長）、吉田副会長（広島県坂町長）が西原村、嘉島町、益城町を訪問し、意見交換を実施。
- 8月 4日 全国町村会正副会長による自由民主党及び関係省への要請活動
↳ 全国町村会正副会長が、「平成28年熊本地震からの復旧・復興対策」を含む「平成29年度政府予算編成及び施策に関する要望」（7月7日理事会承認）の実現について、自由民主党、総務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省幹部に対して要請活動を実施。
- 9月30日 本会経由による短期職員派遣終了 派遣実施人数：312名（101町村）

○ 4月18日～5月22日
被災地へ本会職員を派遣
↳ 現地情報の把握、被災町村と本会との連絡調整を実施。2名前後を継続的に派遣。

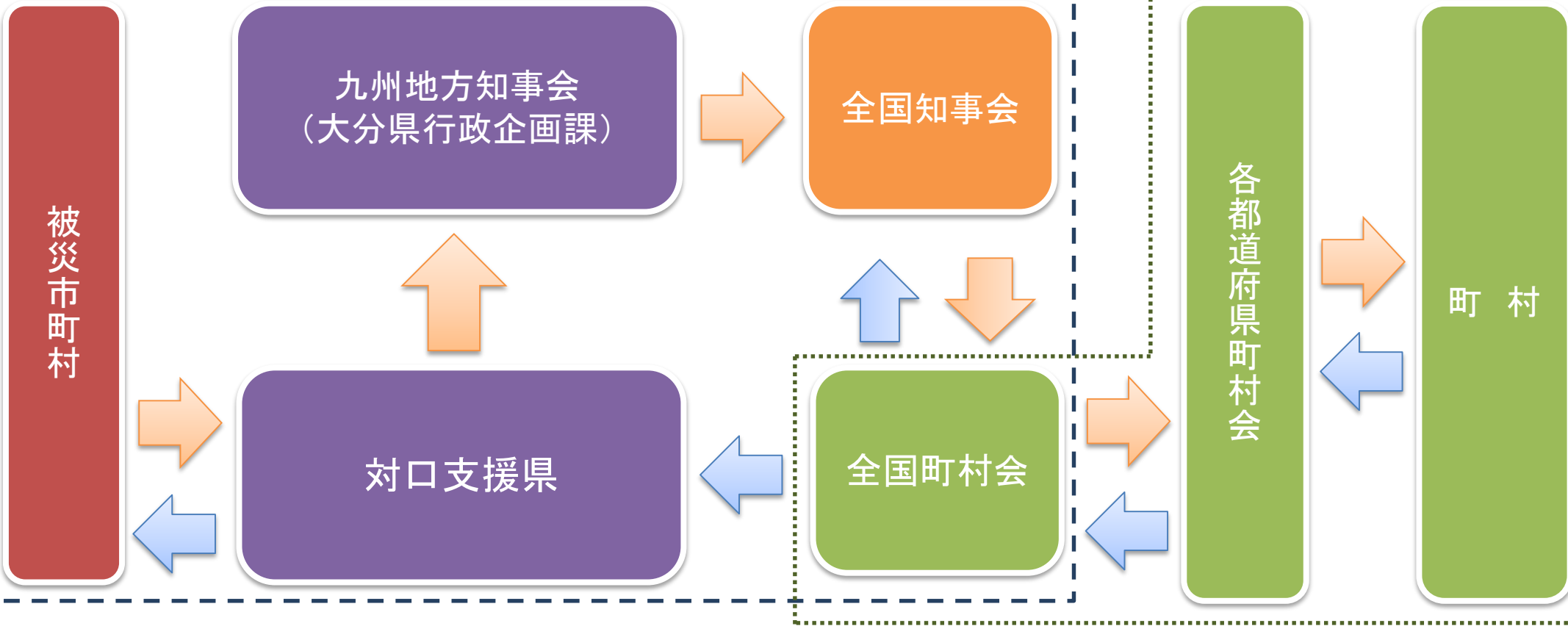
○ 中長期派遣の実施
↳ 6月上旬から総務省、全国知事会、全国町村会とスキームに関して調整を開始。
7月27日、各都道府県町村会に対し依頼文書を発出。

熊本地震における短期職員派遣の調整ルート（全国町村会）

→ 派遣要請 → 派遣報告

状況に応じて変化

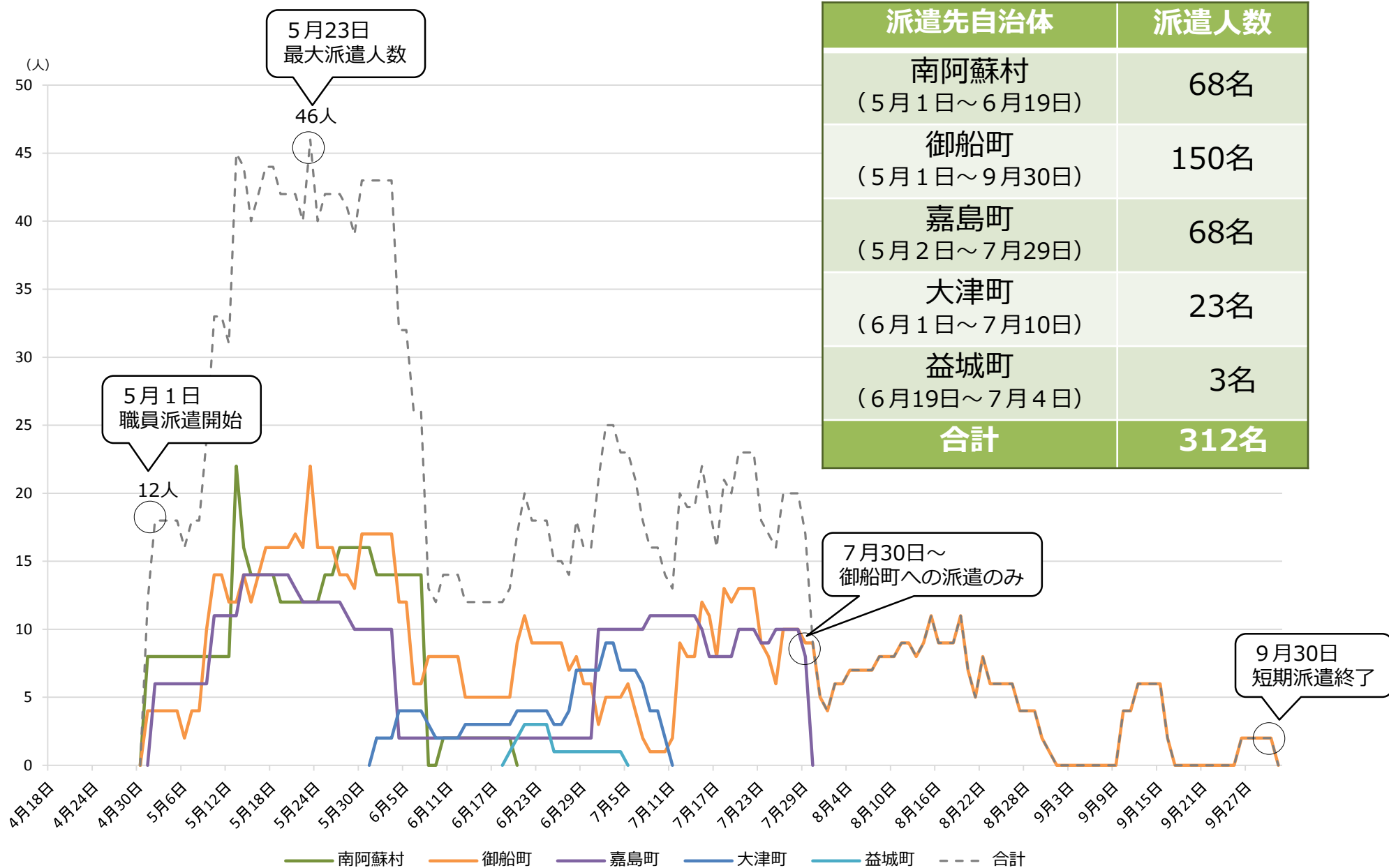
固定



調整ルートについて

- 被災市町村からの要請は全国知事会を経由で受領。ただし、継続的な派遣、緊急的な要請の場合等においては、対口支援県または被災市町村からの直接的な要請もあった。
- 派遣町村の決定は「派遣可能職員」リストを基に、各都道府県町村会経由で調整。要請に応じられる職員がリストにない場合は、過去の実績等を踏まえ、当該町村会に調整を派遣調整を依頼した。

熊本地震における短期派遣職員数およびその推移



今後の短期派遣スキームに関し留意すべきと考えられる事項

現状

全国スキームによる短期職員派遣の場合、派遣要請の到達は、対口支援県における域内市町村での調整後となるため、派遣開始希望日までに応援職員を決定するための調整時間がほとんどない。

⇒ **迅速かつ正確な情報伝達・対応が不可欠**



しかしながら、実際には調整にある程度の時間を要するが多かった。

調整に時間を要した主な要因

派遣要請と派遣可能職員の職種とのギャップ

- 派遣要請は、家屋被害調査等、ある程度の知識・経験を要する業務が多かった。一方で、派遣可能職員の職種は「一般事務職」が多かった。そのため、新たに募集を行う等、マッチングに時間を要してしまった。

- 派遣を要請する可能性がある業務または職種に関しては、あらかじめ整理しておく必要があるのではないかと。

派遣要請時に伝達される情報が少ない

- 業務内容、派遣要請人数、派遣期間のみが伝えられることが多く、資格・経験を要するかどうか、持参すべき備品や生活環境の情報（宿泊場所、食事等）等については対口支援県等を経由して再度、被災市町村に確認する必要性が生じた。
- また、派遣要請が口頭のみでの伝達も多く、正確な情報を把握するために時間を要する場合もあった。

- 短期職員派遣を実施するにあたって派遣元市町村が必要とする情報の洗い出しを行ってはどうか。
- 派遣要請を行う際の様式を検討してはどうか

その他

- 職員派遣に係る国の財政措置については、派遣を検討している自治体から詳細に関する問い合わせも多かった。財政措置の在り方については、既に規定されているものも含め、早期に示していただくのがよいのではないかと。

◆ 派遣するマネジメント支援要員に期待される役割について

- ✓ 被災市町村においては、対口支援県や全国の自治体からの応援職員、ボランティア団体など、複数の団体が支援を行っていることが予想される。

⇒復旧・復興に向け、一体となって活動できる体制を構築するためには、マネジメント支援要員の役割として、複数団体の統括も重要と考える。

◆ マネジメント支援要員の支援方法について

- ✓ 市町村の地理的要件や人口、職員体制等は様々である。また、災害の種類や規模によっても被災状況や必要な支援は異なる。

⇒マネジメント支援要員の支援方法については、一律なものとするのではなく、状況に応じた対応ができるようにすべきであると考える。